



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○沖縄県議会議員補欠選挙の選挙期日	2
○沖縄県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○沖縄県議会議員補欠選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	2
○沖縄県議会議員補欠選挙の投票用紙の色	3
○沖縄県議会議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所	3
○沖縄県議会議員補欠選挙の開票事務と選挙会事務の合同	3
○沖縄県議会議員補欠選挙におけるポスターを掲示することができる日	3
○沖縄県議会議員補欠選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区の選挙長の事務を行う場所	4
○沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区の選挙長の事務を行う場所	4
○沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4
○沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和8年沖縄県選挙管理委員会告示第47号は、廃止する。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,519
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,989
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,109
うるま市選挙区	33,617
沖縄市選挙区	37,443

宜野湾市選挙区	26,286
浦添市選挙区	30,600
那覇市・南部離島選挙区	87,399
豊見城市選挙区	17,094
島尻・南城市選挙区	36,866
糸満市選挙区	16,085
宮古島市選挙区	15,228
石垣市選挙区	14,660
国頭郡選挙区	17,756
中頭郡選挙区	41,830

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、沖縄県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙期日 令和8年9月13日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数
うるま市選挙区 1人
島尻・南城市選挙区 1人

沖縄県選挙管理委員会告示第50号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任した。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	種別	氏名	住所
うるま市選挙区	選挙長	名護徹	うるま市
	選挙長職務代理者	伊波恒夫	うるま市
島尻・南城市選挙区	選挙長	新垣進	南城市
	選挙長職務代理者	飯田高男	南城市

沖縄県選挙管理委員会告示第51号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における各選挙区の沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成24年沖縄県条例第12号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	日時	場所
うるま市選挙区	令和8年9月4日 午後5時	うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市選挙管理委員会事務局

島尻・南城市選挙区	令和8年9月4日 午後5時	南城市佐敷字新里1870番地 南城市選挙管理委員会事務局
-----------	------------------	---------------------------------

沖縄県選挙管理委員会告示第52号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 クリーム色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第53号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	日時	場所
うるま市選挙区	令和8年9月13日 午後9時	うるま市字具志川2336番地 うるま市具志川ドーム
島尻・南城市選挙区	令和8年9月14日 午後4時	南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所1階大会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第54号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、次の選挙区における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

うるま市選挙区

沖縄県選挙管理委員会告示第55号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会告示第56号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙区名称	選挙運動に関する支出金額の制限額
うるま市選挙区	5,992,700円
島尻・南城市選挙区	6,194,900円

沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区選挙長告示第1号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区

選挙長 名 護 徹

令和8年9月4日午前10時まで うるま市みどり町一丁目1番1号うるま市役所本庁舎西棟3階第一会議室

令和8年9月4日午前10時以降 うるま市みどり町一丁目1番1号うるま市選挙管理委員会事務局

沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区選挙長告示第1号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区

選挙長 新 垣 進

令和8年9月4日午前10時まで 南城市佐敷字新里1870番地南城市役所3階庁議防災室

令和8年9月4日午前10時以降 南城市佐敷字新里1870番地南城市選挙管理委員会事務局

沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区選挙長告示第2号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県議会議員補欠選挙うるま市選挙区

選挙長 名 護 徹

1 日時 令和8年9月10日午後5時

2 場所 うるま市みどり町一丁目1番1号うるま市選挙管理委員会事務局

沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区選挙長告示第2号

令和8年9月13日執行の沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

沖縄県議会議員補欠選挙島尻・南城市選挙区

選挙長 新 垣 進

1 日時 令和8年9月10日午後5時

2 場所 南城市佐敷字新里1870番地南城市役所 3 階311会議室

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地